重要事項説明書〔北海道エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 契約の成立および契約期間・更新について
- ・本契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。
- ・契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。
- ・契約期間満了の1ヶ月前までに本契約の解約または変更の申し出が無い場合、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。

■ 申し込み方法
- ・申込書、またはインターネットよりお申込みいただけます。

■ 需給開始年月日
- ・需給開始年月日は2017年7月1日以降の標準処理期間（切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間）満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始ご希望日に需給開始できない場合がございます。その場合、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。あらかじめご了承ください。

■ 電気料金
- ・契約電流10A～60A、契約容量6kVA以上50kVA未満、契約電力50kW未満、若しくはこれらの組合せが50kW未満のお客さまを対象とします。
- ・周波数：いずれも50Hz

＊記号の説明
A：アンペア
V：ボルト
kVA：キロボルトアンペア
kW：キロワット
kWh：キロワット時
Hz：ヘルツ

〔従量電灯B〕

	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)
基本料金単価	10A	572円10銭	40A	2,288円40銭
	15A	858円15銭	50A	2,860円50銭
	20A	1,144円20銭	60A	3,432円60銭
	30A	1,716円30銭		

電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	35円77銭
	第2段階	120kWhを超え280kWhまで	1kWh	37円36銭
	第3段階	280kWh超過分	1kWh	40円33銭

〔従量電灯C〕

基本料金単価	1kVAあたり			572円10銭
電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	35円77銭
	第2段階	120kWhを超え280kWhまで	1kWh	37円36銭
	第3段階	280kWh超過分	1kWh	40円33銭

〔とくとくナイトプラン〕

基本料金単価	6kVAまで			3,960円60銭
	7kVA、8kVAまで			4,796円80銭
	9kVA、10kVAまで			5,633円00銭
	上記をこえる1kVAあたり			712円90銭
電力量料金単価	デイ	平日午後1時～午後6時	1kWh	49円57銭
	ホーム	午前8時～午後10時	1kWh	42円39銭
	ナイト	午後10時～翌午前8時	1kWh	26円82銭

〔低圧電力〕

基本料金	1kWあたり	1,596円97銭
電力量	1kWh	29円03銭

〔EVスマトクプラン〕

基本料金単価	1kVAあたり　又は　10Aあたり			729円50銭
電力量料金単価	デイ①	午前9時～午前11時	1kWh	35円42銭
	充電タイム	午前11時～午後1時	1kWh	17円92銭
	デイ②	午後1時～午後3時	1kWh	35円42銭
	ベース①	午後3時～午後4時	1kWh	39円12銭
	ピーク	午後4時～午後9時	1kWh	42円10銭
	ベース②	午後9時～翌午前9時	1kWh	39円12銭

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

重要事項説明書〔北海道エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

〔まるまる再エネ〕(メニューH)

基本料金単価	1kVAあたり　又は　10Aあたり			572円10銭
電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	37円20銭
	第2段階	120kWhを超え280kWhまで	1kWh	38円79銭
	第3段階	280kWh超過分	1kWh	41円76銭

〔まるまる脱炭素〕(メニューF)

基本料金単価	1kVAあたり　又は　10Aあたり			572円10銭
電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	36円87銭
	第2段階	120kWhを超え280kWhまで	1kWh	38円46銭
	第3段階	280kWh超過分	1kWh	41円43銭

〔まるまる再エネ低圧電力〕(メニューH)

基本料金単価	1kWあたり	1,596円97銭
電力量料金単価	1kWhあたり	30円46銭

〔まるまる脱炭素低圧電力〕(メニューF)

基本料金単価	1kWあたり	1,596円97銭
電力量料金単価	1kWhあたり	30円13銭

※〔EVグリーンプラン〕〔まるまる再エネ〕〔まるまる脱炭素〕は非化石証書を用いた環境配慮型電力メニューとなります。
二酸化炭素排出係数は、当社HPまたは環境省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度　電気事業者別排出係数一覧」をご参照下さい。

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

■ 工事費等
・計量器および電流制限器等は、送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。
・電気の需給開始または変更に伴い、送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 違約金
・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただきます。

■ 使用電力量の計量方法および料金の算定方法
・使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日（計量日）における電力量計の読みと前回の検針日（計量日）における電力量計の読みの差引きにより算定します。
・料金の算定期間は、前月の検針日（計量日）から当月の検針日（計量日）の前日までの期間とします。
・電気の需給開始日から最初の検針日（計量日）までの日数、または解約前の検針日（計量日）の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。

■ 料金の支払い方法
・口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカードの4種類の方法からご選択いただけます。
・当社が指定した回収代行会社を通じて、支払っていただきます。

■ 電気の使用に伴うお客さまの協力
送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。
・供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること
・送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を送配電事業者へ通知すること

■ 契約の変更・解約
・契約の変更・解約の手続きに対し、事務手数料・解約金の設定はございません。
・お客さまが契約の変更・解約を希望される場合は、あらかじめその希望日を当社に申し出ていただきます。
・契約後、送配電事業者が供給設備を施設したのち、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を解約または変更した場合、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
・供給設備の新設または契約電力等を増加させた後、1年に満たないで供給設備を撤去または契約電力等を減少させる場合には、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 当社からの申し出による解約
当社は、以下の場合本契約を解約します。
・お客さまが、送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
・料金等を、支払期日を30日経過してなお支払われない場合
・その他、お客さまが電気供給約款の規定に違反した場合

■ 電気の使用方法
・お客さまの電気の使用が、他者の電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはその恐れがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

■ 信用情報共有
・お客さまが、電気供給約款に基づいて支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

重要事項説明書〔北海道エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 現契約の解約に伴う不利益事項
・現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間のクリア、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。
また、当社は、現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

■ 電子交付
・当社は、電気供給約款、契約内容、取引履歴等の内容を、ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。
・契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。

■ 電気料金の改定について
・当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款が改定された場合、または電力調達費用の変動により、料金改定が必要となる場合に、電気料金を改訂することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をホームページへ掲載することにより、お客さまに通知します。

■ 一般送配電事業者が公開している「託送供給等約款」について
・当社がお客様に供給する電気は、一般送配電事業者の配電線を使用した「託送供給等」によります。各一般送配電事業者の定める「託送供給等約款」は、各社のホームページよりご覧になれます。
（検索される場合は、各社のホームページの「個人のお客さま」で、「託送供給等約款」で検索してください。）

※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出は下記のコールセンターへお願いします。
なお、受付時間等を十分ご確認くださいますようお願いいたします。

【小売電気事業者】 ミツウロコグリーンエネルギー株式会社（登録番号A0016） 【取次事業者】 株式会社ミツウロコヴェッセル 【ミツウロコでんきコールセンター】 TEL：0800-300-0326 受付時間：9 00～17:00（日・祝日・年末年始を除く） https://mitsuurokodenki.jp/	代理店（媒介者）

重要事項説明書〔東北エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 契約の成立および契約期間・更新について
- ・本契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。
- ・契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。
- ・契約期間満了の1ヶ月前までに本契約の解約または変更の申し出が無い場合、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。

■ 申し込み方法
- ・申込書、またはインターネットよりお申込みいただけます。

■ 需給開始年月日
- ・需給開始年月日は2016年4月1日以降の標準処理期間（切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間）満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始ご希望日に需給開始できない場合がございます。その場合、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。あらかじめご了承ください。

■ 電気料金
- ・契約電流10A～60A、契約容量6kVA以上50kVA未満、契約電力50kW未満、若しくはこれらの組合せが50kW未満のお客さまを対象とします。
- ・周波数：いずれも50Hz

＊記号の説明
A：アンペア
V：ボルト
kVA：キロボルトアンペア
kW：キロワット
kWh：キロワット時
Hz：ヘルツ

〔従量電灯B・C〕

	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)
基本料金単価	10A	410円71銭	40A	1,642円84銭
	15A	616円06銭	50A	2,053円55銭
	20A	821円42銭	60A	2,464円26銭
	30A	1,232円13銭		
	1kVAあたり			410円71銭

電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	33円04銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	35円65銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	39円23銭

〔シングル応援プラン　従量電灯B・C〕

	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)
基本料金単価	10A	410円71銭	40A	1,642円84銭
	15A	616円06銭	50A	2,053円55銭
	20A	821円42銭	60A	2,464円26銭
	30A	1,232円13銭		
	1kVAあたり			410円71銭

電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	31円01銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	37円38銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	40円15銭

〔割とく〕

	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)
基本料金単価	10A	410円71銭	40A	1,642円84銭
	15A	616円06銭	50A	2,053円55銭
	20A	821円42銭	60A	2,464円26銭
	30A	1,232円13銭		

電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	33円04銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	35円65銭
	第3段階	300kWhを超え400kWhまで	1kWh	36円16銭
	第4段階	400kWh超過分	1kWh	40円44銭

〔とくとくナイトプラン〕

基本料金単価	最初の6kVAまで				1,914円26銭
	7～10kVAまで				2,787円10銭
	上記を超える1kVAあたり				410円71銭
電力量料金単価	デイ	午前8時～午後10時	最初の80kWhまで	1kWh	33円51銭
			81～200kWhまで	1kWh	42円00銭
			200kWh超過分	1kWh	46円95銭
	ナイト	上記以外	1kWhあたり	1kWh	29円24銭

※とくとくナイトプランは2023年6月30日以降新規加入を停止しました。
ただし、2023年6月30日時点で、当該ご契約メニューにご加入いただいているお客様につきましては、2023年7月1日以降も引き続き適用いたします。

〔低圧電力〕

基本料金単価	1kWあたり		1,330円86銭
電力量料金単価	夏　季	1kWh	28円44銭
	その他季	1kWh	26円99銭

〔とくとくナイトプラン2〕

基本料金単価	最初の10kVAまで			4,767円10銭
	上記を超える1kVAあたり			476円71銭
電力量料金単価	デイ	平日 午前8時～午後10時	1kWh	37円24銭
	平日ナイト・ホリデー	上記以外	1kWh	31円18銭

〔EVスマトクプラン〕

基本料金単価	1kVAあたり 又は 10Aあたり			571円11銭
電力量料金単価	デイ①	午前9時～午前11時	1kWh	28円70銭
	充電タイム	午前11時～午後1時	1kWh	15円00銭
	デイ②	午後1時～午後3時	1kWh	28円70銭
	ベース①	午後3時～午後4時	1kWh	36円25銭
	ピーク	午後4時～午後9時	1kWh	39円64銭
	ベース②	午後9時～翌午前9時	1kWh	36円25銭

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

重要事項説明書〔東北エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

〔まるまる再エネ〕(メニューH)

基本料金単価	1kVAあたり　又は　10Aあたり			410円71銭
電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	34円47銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	37円08銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	40円66銭

〔まるまる脱炭素〕(メニューF)

基本料金単価	1kVAあたり　又は　10Aあたり			410円71銭
電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	34円14銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	36円75銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	40円33銭

〔まるまる再エネ低圧電力〕(メニューH)

基本料金単　価	1kWあたり		1,330円86銭
電力量料金単価	夏　　季	1kWh	29円87銭
	その他季	1kWh	28円42銭

〔まるまる脱炭素低圧電力〕(メニューF)

基本料金単　価	1kWあたり		1,330円86銭
電力量料金単価	夏　　季	1kWh	29円54銭
	その他季	1kWh	28円09銭

※〔EVグリーンプラン〕〔まるまる再エネ〕〔まるまる脱炭素〕は非化石証書を用いた環境配慮型電力メニューとなります。
二酸化炭素排出係数は、当社HPまたは環境省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度　電気事業者別排出係数一覧」をご参照下さい。

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

■ 工事費等
・計量器および電流制限器等は、送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。
・電気の需給開始または変更に伴い、送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 違約金
・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただきます。

■ 使用電力量の計量方法および料金の算定方法
・使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日(計量日)における電力量計の読みと前回の検針日(計量日)における電力量計の読みの差引きにより算定します。
・料金の算定期間は、前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間とします。
・電気の需給開始日から最初の検針日(計量日)までの日数、または解約前の検針日(計量日)の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。

■ 料金の支払い方法
・口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカードの4種類の方法からご選択いただけます。
・当社が指定した回収代行会社を通じて、支払っていただきます。

■ 電気の使用に伴うお客さまの協力
送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。
・供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること
・送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を送配電事業者へ通知すること

■ 契約の変更・解約
・契約の変更・解約の手続きに対し、事務手数料・解約金の設定はございません。
・お客さまが契約の変更・解約を希望される場合は、あらかじめその希望日を当社に申し出ていただきます。
・契約後、送配電事業者が供給設備を施設したのち、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を解約または変更した場合、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
・供給設備の新設または契約電力等を増加させた後、1年に満たないで供給設備を撤去または契約電力等を減少させる場合には、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 当社からの申し出による解約
当社は、以下の場合本契約を解約します。
・お客さまが、送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
・料金等を、支払期日を30日経過してなお支払われない場合
・その他、お客さまが電気供給約款の規定に違反した場合

■ 電気の使用方法
・お客さまの電気の使用が、他者の電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはその恐れがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

■ 信用情報共有
・お客さまが、電気供給約款に基づいて支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

重要事項説明書〔東北エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 現契約の解約に伴う不利益事項
・現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間のクリア、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。
また、当社は、現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

■ 電子交付
・当社は、電気供給約款、契約内容、取引履歴等の内容を、ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。
・契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。

■ 電気料金の改定について
・当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款が改定された場合、または電力調達費用の変動により、料金改定が必要となる場合に、電気料金を改訂することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をホームページへ掲載することにより、お客さまに通知します。

■ 一般送配電事業者が公開している「託送供給等約款」について
・当社がお客様に供給する電気は、一般送配電事業者の配電線を使用した「託送供給等」によります。各一般送配電事業者の定める「託送供給等約款」は、各社のホームページよりご覧になれます。
（検索される場合は、各社のホームページの「個人のお客さま」で、「託送供給等約款」で検索してください。）

※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出は下記のコールセンターへお願いします。
なお、受付時間等を十分ご確認くださいますようお願いいたします。

【小売電気事業者】
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社（登録番号A0016）
【取次事業者】
株式会社ミツウロコヴェッセル
【ミツウロコでんきコールセンター】
TEL：0800-300-0326
受付時間：9 00～17:00（日・祝日・年末年始を除く）
https://mitsuurokodenki.jp/

代理店（媒介者）

重要事項説明書〔関東エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 契約の成立および契約期間・更新について
・本契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。
・契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。
・契約期間満了の1ヶ月前までに本契約の解約または変更の申し出が無い場合、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。

■ 申し込み方法
・申込書、またはインターネットよりお申込みいただけます。

■ 需給開始年月日
・需給開始年月日は2016年4月1日以降の標準処理期間（切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間）満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始ご希望日に需給開始できない場合がございます。その場合、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。あらかじめご了承ください。

■ 電気料金
・契約電流10A～60A、契約容量6kVA以上50kVA未満、契約電力50kW未満、若しくはこれらの組合せが50kW未満のお客さまを対象とします。
・周波数：いずれも50Hz

＊記号の説明
A：アンペア
V：ボルト
kVA：キロボルトアンペア
kW：キロワット
kWh：キロワット時
Hz：ヘルツ

〔従量電灯B・C〕

	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)
基本料金単価	10A	392円06銭	40A	1,568円24銭
	15A	588円09銭	50A	1,960円30銭
	20A	784円12銭	60A	2,352円36銭
	30A	1,176円18銭		
	1kVAあたり			392円06銭
電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	31円96銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	33円18銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	35円84銭

〔シングル応援プラン 従量電灯B・C〕

	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)
基本料金単価	10A	392円06銭	40A	1,568円24銭
	15A	588円09銭	50A	1,960円30銭
	20A	784円12銭	60A	2,352円36銭
	30A	1,176円18銭		
	1kVAあたり			392円06銭
電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	29円85銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	36円21銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	39円08銭

〔動力プラン〕

基本料金単価	1kWあたり			1,157円17銭
電力量料金単価	夏季	1段階(契約電力×110kwhまで)	1kWh	27円17銭
		2段階(契約電力×110kwhを超えたもの)	1kWh	28円74銭
	その他季	1段階(契約電力×110kwhまで)	1kWh	25円61銭
		2段階(契約電力×110kwhを超えたもの)	1kWh	28円62銭

〔とくとくナイトプラン〕

基本料金単価	1kVA/10A あたり			392円06銭
電力量料金単価	デイ	午前6時～翌午前1時	1kWh	34円73銭
	ナイト	午前1時～午前6時	1kWh	27円91銭

〔とくとくナイトプラン8〕

基本料金単価	1kVA/10A あたり			377円36銭
電力量料金単価	デイ	午前7時～午後11時	1kWh	41円37銭
	ナイト	午後11時～翌午前7時	1kWh	31円69銭

〔とくとくナイトプラン12〕

基本料金単価	1kVA/10A あたり			377円36銭
電力量料金単価	デイ	午前9時～午後9時	1kWh	42円88銭
	ナイト	午後9時～翌午前9時	1kWh	33円38銭

〔EVスマトクプラン〕

基本料金	1kVAあたり 又は 10Aあたり			576円82銭
電力量料金単価	デイ①	午前9時～午前11時	1kWh	26円07銭
	充電タイム	午前11時～午後1時	1kWh	12円96銭
	デイ②	午後1時～午後3時	1kWh	26円07銭
	ベース①	午後3時～午後4時	1kWh	33円72銭
	ピーク	午後4時～午後9時	1kWh	36円13銭
	ベース②	午後9時～翌午前9時	1kWh	33円72銭

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

重要事項説明書〔関東エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

〔まるまる再エネ〕(メニューH)

基本料金単価	1kVAあたり　又は　10Aあたり			392円06銭
電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	33円39銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	34円61銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	37円27銭

〔まるまる脱炭素〕(メニューF)

基本料金単価	1kVAあたり　又は　10Aあたり			392円06銭
電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	33円06銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	34円28銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	36円94銭

〔まるまる再エネ低圧電力〕(メニューH)

基本料金単　価	1kWあたり		1,190円83銭
電力量料金単価	夏　　季	1kWh	28円62銭
	その他季	1kWh	27円05銭

〔まるまる脱炭素低圧電力〕(メニューF)

基本料金単　価	1kWあたり		1,190円83銭
電力量料金単価	夏　　季	1kWh	28円29銭
	その他季	1kWh	26円72銭

※〔EVグリーンプラン〕〔まるまる再エネ〕〔まるまる脱炭素〕は非化石証書を用いた環境配慮型電力メニューとなります。
二酸化炭素排出係数は、当社HPまたは環境省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度　電気事業者別排出係数一覧」をご参照下さい。

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

■ 工事費等
・計量器および電流制限器等は、送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。
・電気の需給開始または変更に伴い、送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 違約金
・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただきます。

■ 使用電力量の計量方法および料金の算定方法
・使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日(計量日)における電力量計の読みと前回の検針日(計量日)における電力量計の読みの差引きにより算定します。
・料金の算定期間は、前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間とします。
・電気の需給開始日から最初の検針日(計量日)までの日数、または解約前の検針日(計量日)の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。

■ 料金の支払い方法
・口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカードの4種類の方法からご選択いただけます。
・当社が指定した回収代行会社を通じて、支払っていただきます。

■ 電気の使用に伴うお客さまの協力
送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。
・供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること
・送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を送配電事業者へ通知すること

■ 契約の変更・解約
・契約の変更・解約の手続きに対し、事務手数料・解約金の設定はございません。
・お客さまが契約の変更・解約を希望される場合は、あらかじめその希望日を当社に申し出ていただきます。
・契約後、送配電事業者が供給設備を施設したのち、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を解約または変更した場合、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
・供給設備の新設または契約電力等を増加させた後、1年に満たないで供給設備を撤去または契約電力等を減少させる場合には、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 当社からの申し出による解約
当社は、以下の場合本契約を解約します。
・お客さまが、送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
・料金等を、支払期日を30日経過してなお支払われない場合
・その他、お客さまが電気供給約款の規定に違反した場合

■ 電気の使用方法
・お客さまの電気の使用が、他者の電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはその恐れがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

■ 信用情報共有
・お客さまが、電気供給約款に基づいて支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

重要事項説明書〔関東エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 現契約の解約に伴う不利益事項
・現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間のクリア、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。
また、当社は、現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

■ 電子交付
・当社は、電気供給約款、契約内容、取引履歴等の内容を、ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。
・契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。

■ 電気料金の改定について
・当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款が改定された場合、または電力調達費用の変動により、料金改定が必要となる場合に、電気料金を改訂することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をホームページへ掲載することにより、お客さまに通知します。

■ 一般送配電事業者が公開している「託送供給等約款」について
・当社がお客様に供給する電気は、一般送配電事業者の配電線を使用した「託送供給等」によります。各一般送配電事業者の定める「託送供給等約款」は、各社のホームページよりご覧になれます。
（検索される場合は、各社のホームページの「個人のお客さま」で、「託送供給等約款」で検索してください。）

※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出は下記のコールセンターへお願いします。
なお、受付時間等を十分ご確認くださいますようお願いいたします。

【小売電気事業者】
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社（登録番号A0016）
【取次事業者】
株式会社ミツウロコヴェッセル
【ミツウロコでんきコールセンター】
TEL：0800-300-0326
受付時間：9 00～17:00（日・祝日・年末年始を除く）
https://mitsuurokodenki.jp/

代理店（媒介者）

重要事項説明書〔中部エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 契約の成立および契約期間・更新について
- ・本契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。
- ・契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。
- ・契約期間満了の1ヶ月前までに本契約の解約または変更の申し出が無い場合、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。

■ 申し込み方法
- ・申込書、またはインターネットよりお申込みいただけます。

■ 需給開始年月日
- ・需給開始年月日は2016年4月1日以降の標準処理期間（切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間）満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始ご希望日に需給開始できない場合がございます。その場合、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。あらかじめご了承ください。

■ 電気料金
- ・契約電流10A～60A、契約容量6kVA以上50kVA未満、契約電力50kW未満、若しくはこれらの組合せが50kW未満のお客さまを対象とします。
- ・周波数：いずれも60Hz

＊記号の説明
A：アンペア
V：ボルト
kVA：キロボルトアンペア
kW：キロワット
kWh：キロワット時
Hz：ヘルツ

〔従量電灯B〕

	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)
基本料金単価	10A	447円92銭	40A	1,791円68銭
	15A	671円88銭	50A	2,239円60銭
	20A	895円84銭	60A	2,687円52銭
	30A	1,343円76銭		

電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	23円31銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	23円62銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	26円21銭

〔シングル応援プラン 従量電灯B〕

	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)
基本料金単価	10A	447円92銭	40A	1,791円68銭
	15A	671円88銭	50A	2,239円60銭
	20A	895円84銭	60A	2,687円52銭
	30A	1,343円76銭		

電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	21円25銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	25円37銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	27円14銭

〔従量電灯C〕

基本料金単価	1kVAあたり			447円92銭
電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	23円31銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	23円62銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	26円21銭

〔シングル応援プラン 従量電灯C〕

基本料金単価	1kVAあたり			447円92銭
電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	21円25銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	25円37銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	27円14銭

〔低圧電力〕

基本料金単価	1kWあたり		1,292円30銭
電力量料金単価	夏季	1kWh	16円90銭
	その他季	1kWh	15円35銭

〔とくとくナイトプラン〕

基本料金単価	10kVAまで			3,106円24銭
	上記を超える1kVAあたり			447円92銭
電力量料金単価	デイ	平日午前8時～午後10時	1kWh	37円69銭
	ホーム	午前8時～午後10時（ただしデイ除く）	1kWh	27円81銭
	ナイト	午後10時～翌午前8時	1kWh	16円58銭

〔EVスマトクプラン〕

基本料金単価	1kVAあたり　又は　10Aあたり			626円78銭
電力量料金単価	デイ①	午前9時～午前11時	1kWh	16円86銭
	充電タイム	午前11時～午後1時	1kWh	11円06銭
	デイ②	午後1時～午後3時	1kWh	16円86銭
	ベース①	午後3時～午後4時	1kWh	22円61銭
	ピーク	午後4時～午後9時	1kWh	25円76銭
	ベース②	午後9時～翌午前9時	1kWh	22円61銭

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

重要事項説明書〔中部エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

〔まるまる再エネ〕(メニューH)

基本料金単価	1kVAあたり　又は　10Aあたり			447円92銭
電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	24円74銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	25円05銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	27円64銭

〔まるまる脱炭素〕(メニューF)

基本料金単価	1kVAあたり　又は　10Aあたり			447円92銭
電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	24円41銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	24円72銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	27円31銭

〔まるまる再エネ低圧電力〕(メニューH)

基本料金単　価	1kWあたり		1,292円30銭
電力量料金単価	夏　　季	1kWh	18円33銭
	その他季	1kWh	16円78銭

〔まるまる脱炭素低圧電力〕(メニューF)

基本料金単　価	1kWあたり		1,292円30銭
電力量料金単価	夏　　季	1kWh	18円00銭
	その他季	1kWh	16円45銭

※〔EVグリーンプラン〕〔まるまる再エネ〕〔まるまる脱炭素〕は非化石証書を用いた環境配慮型電力メニューとなります。
二酸化炭素排出係数は、当社HPまたは環境省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度　電気事業者別排出係数一覧」をご参照下さい。

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

■ 工事費等
・計量器および電流制限器等は、送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。
・電気の需給開始または変更に伴い、送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 違約金
・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただきます。

■ 使用電力量の計量方法および料金の算定方法
・使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日(計量日)における電力量計の読みと前回の検針日(計量日)における電力量計の読みの差引きにより算定します。
・料金の算定期間は、前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間とします。
・電気の需給開始日から最初の検針日(計量日)までの日数、または解約前の検針日(計量日)の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。

■ 料金の支払い方法
・口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカードの4種類の方法からご選択いただけます。
・当社が指定した回収代行会社を通じて、支払っていただきます。

■ 電気の使用に伴うお客さまの協力
送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。
・供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること
・送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を送配電事業者へ通知すること

■ 契約の変更・解約
・契約の変更・解約の手続きに対し、事務手数料・解約金の設定はございません。
・お客さまが契約の変更・解約を希望される場合は、あらかじめその希望日を当社に申し出ていただきます。
・契約後、送配電事業者が供給設備を施設したのち、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を解約または変更した場合、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
・供給設備の新設または契約電力等を増加させた後、1年に満たないで供給設備を撤去または契約電力等を減少させる場合には、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 当社からの申し出による解約
当社は、以下の場合本契約を解約します。
・お客さまが、送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
・料金等を、支払期日を30日経過してなお支払われない場合
・その他、お客さまが電気供給約款の規定に違反した場合

■ 電気の使用方法
・お客さまの電気の使用が、他者の電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはその恐れがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

■ 信用情報共有
・お客さまが、電気供給約款に基づいて支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

重要事項説明書〔中部エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 現契約の解約に伴う不利益事項
・現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間のクリア、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。
また、当社は、現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

■ 電子交付
・当社は、電気供給約款、契約内容、取引履歴等の内容を、ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。
・契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。

■ 電気料金の改定について
・当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款が改定された場合、または電力調達費用の変動により、料金改定が必要となる場合に、電気料金を改訂することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をホームページへ掲載することにより、お客さまに通知します。

■ 一般送配電事業者が公開している「託送供給等約款」について
・当社がお客様に供給する電気は、一般送配電事業者の配電線を使用した「託送供給等」によります。各一般送配電事業者の定める「託送供給等約款」は、各社のホームページよりご覧になれます。
（検索される場合は、各社のホームページの「個人のお客さま」で、「託送供給等約款」で検索してください。）

※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出は下記のコールセンターへお願いします。
なお、受付時間等を十分ご確認くださいますようお願いいたします。

【小売電気事業者】
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社（登録番号A0016）
【取次事業者】
株式会社ミツウロコヴェッセル
【ミツウロコでんきコールセンター】
TEL：0800-300-0326
受付時間：9 00～17:00（日・祝日・年末年始を除く）
https://mitsuurokodenki.jp/

代理店（媒介者）

重要事項説明書〔北陸エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 契約の成立および契約期間・更新について
- ・本契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。
- ・契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。
- ・契約期間満了の1ヶ月前までに本契約の解約または変更の申し出が無い場合、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。

■ 申し込み方法
- ・申込書、またはインターネットよりお申込みいただけます。

■ 需給開始年月日
- ・需給開始年月日は2016年4月1日以降の標準処理期間（切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間）満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始ご希望日に需給開始できない場合がございます。その場合、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。あらかじめご了承ください。

■ 電気料金
- ・契約電流10A～60A、契約容量6kVA以上50kVA未満、契約電力50kW未満、若しくはこれらの組合せが50kW未満のお客さまを対象とします。
- ・周波数：いずれも50Hz

＊記号の説明
A：アンペア
V：ボルト
kVA：キロボルトアンペア
kW：キロワット
kWh：キロワット時
Hz：ヘルツ

〔従量電灯B〕

	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)
基本料金単価	10A	302円50銭	40A	1,210円00銭
	15A	453円75銭	50A	1,512円50銭
	20A	605円00銭	60A	1,815円00銭
	30A	907円50銭		

電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	31円88銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	33円39銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	34円39銭

〔シングル応援プラン 従量電灯B〕

	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)
基本料金単価	10A	302円50銭	40A	1,210円00銭
	15A	453円75銭	50A	1,512円50銭
	20A	605円00銭	60A	1,815円00銭
	30A	907円50銭		

電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	30円86銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	34円41銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	35円16銭

〔従量電灯C〕

基本料金単価	1kVAあたり			302円50銭
電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	31円88銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	33円39銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	34円39銭

〔シングル応援プラン 従量電灯C〕

基本料金単価	1kVAあたり			302円50銭
電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	30円86銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	34円41銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	35円16銭

〔低圧電力〕

基本料金単価	1kWあたり		1,226円50銭
電力量料金単価	夏季	1kWh	26円12銭
	その他季	1kWh	25円06銭

〔とくとくナイトプラン〕

基本料金単価	10kVAまで		1kWh	2,255円00銭
	上記をこえる1kVAあたり		1kWh	302円50銭
電力量料金単価	デイ（夏季）	午前8時～午後8時	1kWh	38円67銭
	デイ（その他季）	午前8時～午後8時	1kWh	38円67銭
	ホリデー（通年休日）	午前8時～午後8時	1kWh	32円79銭
	ナイト	上記以外	1kWh	26円98銭

〔EVスマトクプラン〕

基本料金単価	1kVAあたり　又は　10Aあたり			490円00銭
電力量料金単価	デイ①	午前9時～午前11時	1kWh	24円90銭
	充電タイム	午前11時～午後1時	1kWh	12円45銭
	デイ②	午後1時～午後3時	1kWh	24円90銭
	ベース①	午後3時～午後4時	1kWh	32円90銭
	ピーク	午後4時～午後9時	1kWh	34円15銭
	ベース②	午後9時～翌午前9時	1kWh	32円90銭

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

重要事項説明書〔北陸エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

〔まるまる再エネ〕(メニューH)

基本料金単価	1kVAあたり　又は　10Aあたり			302円50銭
電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	33円31銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	34円82銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	35円82銭

〔まるまる脱炭素〕(メニューF)

基本料金単価	1kVAあたり　又は　10Aあたり			302円50銭
電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	32円98銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	34円49銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	35円49銭

〔まるまる再エネ低圧電力〕(メニューH)

基本料金単　価	1kWあたり		1,226円50銭
電力量料金単価	夏　　季	1kWh	27円55銭
	その他季	1kWh	26円49銭

〔まるまる脱炭素低圧電力〕(メニューF)

基本料金単　価	1kWあたり		1,226円50銭
電力量料金単価	夏　　季	1kWh	27円22銭
	その他季	1kWh	26円16銭

※〔EVグリーンプラン〕〔まるまる再エネ〕〔まるまる脱炭素〕は非化石証書を用いた環境配慮型電力メニューとなります。
二酸化炭素排出係数は、当社HPまたは環境省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度　電気事業者別排出係数一覧」をご参照下さい。

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

■ 工事費等
・計量器および電流制限器等は、送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。
・電気の需給開始または変更に伴い、送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 違約金
・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただきます。

■ 使用電力量の計量方法および料金の算定方法
・使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日(計量日)における電力量計の読みと前回の検針日(計量日)における電力量計の読みの差引きにより算定します。
・料金の算定期間は、前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間とします。
・電気の需給開始日から最初の検針日(計量日)までの日数、または解約前の検針日(計量日)の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。

■ 料金の支払い方法
・口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカードの4種類の方法からご選択いただけます。
・当社が指定した回収代行会社を通じて、支払っていただきます。

■ 電気の使用に伴うお客さまの協力
送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。
・供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること
・送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を送配電事業者へ通知すること

■ 契約の変更・解約
・契約の変更・解約の手続きに対し、事務手数料・解約金の設定はございません。
・お客さまが契約の変更・解約を希望される場合は、あらかじめその希望日を当社に申し出ていただきます。
・契約後、送配電事業者が供給設備を施設したのち、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を解約または変更した場合、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
・供給設備の新設または契約電力等を増加させた後、1年に満たないで供給設備を撤去または契約電力等を減少させる場合には、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 当社からの申し出による解約
当社は、以下の場合本契約を解約します。
・お客さまが、送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
・料金等を、支払期日を30日経過してなお支払われない場合
・その他、お客さまが電気供給約款の規定に違反した場合

■ 電気の使用方法
・お客さまの電気の使用が、他者の電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはその恐れがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

■ 信用情報共有
・お客さまが、電気供給約款に基づいて支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

重要事項説明書〔北陸エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 現契約の解約に伴う不利益事項
・現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間のクリア、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。
また、当社は、現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

■ 電子交付
・当社は、電気供給約款、契約内容、取引履歴等の内容を、ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。
・契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。

■ 電気料金の改定について
・当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款が改定された場合、または電力調達費用の変動により、料金改定が必要となる場合に、電気料金を改訂することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をホームページへ掲載することにより、お客さまに通知します。

■ 一般送配電事業者が公開している「託送供給等約款」について
・当社がお客様に供給する電気は、一般送配電事業者の配電線を使用した「託送供給等」によります。各一般送配電事業者の定める「託送供給等約款」は、各社のホームページよりご覧になれます。
（検索される場合は、各社のホームページの「個人のお客さま」で、「託送供給等約款」で検索してください。）

※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出は下記のコールセンターへお願いします。
なお、受付時間等を十分ご確認くださいますようお願いいたします。

【小売電気事業者】
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社（登録番号A0016）
【取次事業者】
株式会社ミツウロコヴェッセル
【ミツウロコでんきコールセンター】
TEL：0800-300-0326
受付時間：9 00～17:00（日・祝日・年末年始を除く）
https://mitsuurokodenki.jp/

代理店（媒介者）

重要事項説明書〔関西エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 契約の成立および契約期間・更新について
- ・本契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。
- ・契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。
- ・契約期間満了の1ヶ月前までに本契約の解約または変更の申し出が無い場合、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。

■ 申し込み方法
- ・申込書、またはインターネットよりお申込みいただけます。

■ 需給開始年月日
- ・需給開始年月日は2017年8月1日以降の標準処理期間（切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間）満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始ご希望日に需給開始できない場合がございます。その場合、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。あらかじめご了承ください。

■ 電気料金
- ・契約電流10A～60A、契約容量6kVA以上50kVA未満、契約電力50kW未満、若しくはこれらの組合せが50kW未満のお客さまを対象とします。
- ・周波数：いずれも60Hz

＊記号の説明
A：アンペア
V：ボルト
kVA：キロボルトアンペア
kW：キロワット
kWh：キロワット時
Hz：ヘルツ

〔従量電灯A〕

最低料金	最初の15kWhまで			756円52銭
電力量料金単価	第1段階	15kWhを超え120kWhまで	1kWh	22円74銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	24円91銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	26円29銭

〔従量電灯B〕

基本料金単価	1kVAあたり			497円82銭
電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	18円30銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	21円64銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	22円02銭

〔低圧電力〕

基本料金単価	1kWあたり		1,150円89銭
電力量料金単価	夏季	1kWh	14円83銭
	その他季	1kWh	13円34銭

〔EVスマトクプラン〕

基本料金単価	1kVAあたり　又は　10Aあたり			821円23銭
電力量料金単価	デイ①	午前9時～午前11時	1kWh	13円68銭
	充電タイム	午前11時～午後1時	1kWh	9円68銭
	デイ②	午後1時～午後3時	1kWh	13円68銭
	ベース①	午後3時～午後4時	1kWh	19円93銭
	ピーク	午後4時～午後9時	1kWh	21円98銭
	ベース②	午後9時～翌午前9時	1kWh	19円93銭

〔シングル応援プラン 従量電灯A〕

最低料金	最初の15kWhまで			763円81銭
電力量料金単価	第1段階	15kWhを超え120kWhまで	1kWh	20円89銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	26円00銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	28円50銭

〔とくとくナイトプラン〕

基本料金単価	最初の10kWまで				1,852円84銭
	10kWを超える1kWあたり				467円55銭
電力量料金単価	デイ	午前7時～午後11時	最初の90kWhまで	1kWh	21円85銭
			91～230kWhまで	1kWh	27円43銭
			230kWh超過分	1kWh	30円54銭
	ナイト	午後11時～翌午前7時		1kWh	16円00銭

※とくとくナイトプランは2022年1月1日以降新規加入を停止しました。
ただし、2021年12月31日時点で、当該ご契約メニューにご加入いただいているお客様につきましては、2022年1月1日以降も引き続き適用いたします。

〔とくとくナイトプラン2〕

基本料金単価	最初の10kWまで				2,842円84銭
	10kWを超える1kWあたり				467円55銭
電力量料金単価	デイ	平日午前7時～午後11時	夏季	1kWh	28円72銭
			その他季	1kWh	26円17銭
	リビング	平日午前7時～10時、午後5時～11時 休日扱い日午前7時～午後11時		1kWh	22円83銭
	ナイト	午後11時～翌午前7時		1kWh	16円00銭

※休日扱い日とは、土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、1月2日、1月3日、4月30日、5月1日、5月2日、12月30日および12月31日をいいます

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

重要事項説明書〔関西エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

〔まるまる再エネA〕(メニューH)

最低料金	最初の15kWhまで			756円52銭
電力量料金単価	第1段階	15kWhを超え120kWhまで	1kWh	24円17銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	26円34銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	27円72銭

〔まるまる再エネB〕(メニューH)

最低料金	1kVAあたり			497円82銭
電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	19円73銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	23円07銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	23円45銭

〔まるまる脱炭素A〕(メニューF)

最低料金	最初の15kWhまで			756円52銭
電力量料金単価	第1段階	15kWhを超え120kWhまで	1kWh	23円84銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	26円01銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	27円39銭

〔まるまる脱炭素B〕(メニューF)

最低料金	1kVAあたり			497円82銭
電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	19円40銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	22円74銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	23円12銭

〔まるまる再エネ低圧電力〕(メニューH)

基本料金単　価	1kWあたり		1,150円89銭
電力量料金単価	夏　　季	1kWh	16円26銭
	その他季	1kWh	14円77銭

〔まるまる脱炭素低圧電力〕(メニューF)

基本料金単　価	1kWあたり		1,150円89銭
電力量料金単価	夏　　季	1kWh	15円93銭
	その他季	1kWh	14円44銭

※〔EVグリーンプラン〕〔まるまる再エネ〕〔まるまる脱炭素〕は非化石証書を用いた環境配慮型電力メニューとなります。
二酸化炭素排出係数は、当社HPまたは環境省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度　電気事業者別排出係数一覧」をご参照下さい。

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

■ 工事費等
・計量器および電流制限器等は、送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。
・電気の需給開始または変更に伴い、送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 違約金
・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただきます。

■ 使用電力量の計量方法および料金の算定方法
・使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日(計量日)における電力量計の読みと前回の検針日(計量日)における電力量計の読みの差引きにより算定します。
・料金の算定期間は、前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間とします。
・電気の需給開始日から最初の検針日(計量日)までの日数、または解約前の検針日(計量日)の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。

■ 料金の支払い方法
・口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカードの4種類の方法からご選択いただけます。
・当社が指定した回収代行会社を通じて、支払っていただきます。

■ 電気の使用に伴うお客さまの協力
送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。
・供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること
・送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を送配電事業者へ通知すること

■ 契約の変更・解約
・契約の変更・解約の手続きに対し、事務手数料・解約金の設定はございません。
・お客さまが契約の変更・解約を希望される場合は、あらかじめその希望日を当社に申し出ていただきます。
・契約後、送配電事業者が供給設備を施設したのち、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を解約または変更した場合、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
・供給設備の新設または契約電力等を増加させた後、1年に満たないで供給設備を撤去または契約電力等を減少させる場合には、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 当社からの申し出による解約
当社は、以下の場合本契約を解約します。
・お客さまが、送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
・料金等を、支払期日を30日経過してなお支払われない場合
・その他、お客さまが電気供給約款の規定に違反した場合

重要事項説明書〔関西エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 電気の使用方法
・お客さまの電気の使用が、他者の電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはその恐れがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

■ 信用情報共有
・お客さまが、電気供給約款に基づいて支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

■ 現契約の解約に伴う不利益事項
・現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間のクリア、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。
また、当社は、現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

■ 電子交付
・当社は、電気供給約款、契約内容、取引履歴等の内容を、ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。
・契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。

■ 電気料金の改定について
・当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款が改定された場合、または電力調達費用の変動により、料金改定が必要となる場合に、電気料金を改訂することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をホームページへ掲載することにより、お客さまに通知します。

■ 一般送配電事業者が公開している「託送供給等約款」について
・当社がお客様に供給する電気は、一般送配電事業者の配電線を使用した「託送供給等」によります。各一般送配電事業者の定める「託送供給等約款」は、各社のホームページよりご覧になれます。
（検索される場合は、各社のホームページの「個人のお客さま」で、「託送供給等約款」で検索してください。）

※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出は下記のコールセンターへお願いします。
なお、受付時間等を十分ご確認くださいますようお願いいたします。

【小売電気事業者】
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社（登録番号A0016）
【取次事業者】
株式会社ミツウロコヴェッセル
【ミツウロコでんきコールセンター】
TEL：0800-300-0326
受付時間：9 00～17:00（日・祝日・年末年始を除く）
https://mitsuurokodenki.jp/

代理店（媒介者）

重要事項説明書〔中国エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 契約の成立および契約期間・更新について
- ・本契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。
- ・契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。
- ・契約期間満了の1ヶ月前までに本契約の解約または変更の申し出が無い場合、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。

■ 申し込み方法
- ・申込書、またはインターネットよりお申込みいただけます。

■ 需給開始年月日
- ・需給開始年月日は2017年6月1日以降の標準処理期間（切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間）満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始ご希望日に需給開始できない場合がございます。その場合、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。あらかじめご了承ください。

■ 電気料金
- ・契約電流10A～60A、契約容量6kVA以上50kVA未満、契約電力50kW未満、若しくはこれらの組合せが50kW未満のお客さまを対象とします。
- ・周波数：いずれも60Hz

＊記号の説明
A：アンペア
V：ボルト
kVA：キロボルトアンペア
kW：キロワット
kWh：キロワット時
Hz：ヘルツ

〔従量電灯A〕

最低料金	最初の15kWhまで			893円61銭
電力量料金単価	第1段階	15kWhを超え120kWhまで	1kWh	35円37銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	37円14銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	38円80銭

〔シングル応援プラン 従量電灯A〕

最低料金	最初の15kWhまで			893円61銭
電力量料金単価	第1段階	15kWhを超え120kWhまで	1kWh	33円32銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	39円62銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	40円49銭

〔従量電灯B〕

基本料金単価	1kVAあたり			476円18銭
電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	30円63銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	35円34銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	36円62銭

〔とくとくナイトプラン〕

基本料金単価	最初の10kWまで			2,255円36銭
	10kWを超える1kWあたり			519円81銭
電力量料金単価	デイ（夏季7月-9月）	平日午前9時～午後9時	1kWh	45円66銭
	デイ（その他季10月-翌6月）	平日午前9時～午後9時	1kWh	43円67銭
	ナイト	平日上記以外	1kWh	30円92銭
	ホリデー	土曜、日曜、祝日	1kWh	30円92銭

〔低圧電力〕

基本料金単価	1kWあたり		1,228円07銭
電力量料金単価	夏季	1kWh	27円20銭
	その他季	1kWh	25円91銭

〔EVスマトクプラン〕

基本料金単価	1kVAあたり　又は　10Aあたり			803円69銭
電力量料金単価	デイ①	午前9時～午前11時	1kWh	29円57銭
	充電タイム	午前11時～午後1時	1kWh	15円07銭
	デイ②	午後1時～午後3時	1kWh	29円57銭
	ベース①	午後3時～午後4時	1kWh	34円82銭
	ピーク	午後4時～午後9時	1kWh	36円57銭
	ベース②	午後9時～翌午前9時	1kWh	34円82銭

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

重要事項説明書〔中国エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

〔まるまる再エネA〕(メニューH)

最低料金	最初の15kWhまで			893円61銭
電力量料金単価	第1段階	15kWhを超え120kWhまで	1kWh	36円80銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	38円57銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	40円23銭

〔まるまる再エネB〕(メニューH)

最低料金	1kVAあたり			476円18銭
電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	32円06銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	36円77銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	38円05銭

〔まるまる脱炭素A〕(メニューF)

最低料金	最初の15kWhまで			893円61銭
電力量料金単価	第1段階	15kWhを超え120kWhまで	1kWh	36円47銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	38円24銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	39円90銭

〔まるまる脱炭素B〕(メニューF)

最低料金	1kVAあたり			476円18銭
電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	31円73銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	36円44銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	37円72銭

〔まるまる再エネ低圧電力〕(メニューH)

基本料金単価	1kWあたり		1,228円07銭
電力量料金単価	夏　季	1kWh	28円63銭
	その他季	1kWh	27円34銭

※〔EVグリーンプラン〕〔まるまる再エネ〕〔まるまる脱炭素〕は非化石証書を用いた環境配慮型電力メニューとなります。
二酸化炭素排出係数は、当社HPまたは環境省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度　電気事業者別排出係数一覧」をご参照下さい。

〔まるまる脱炭素低圧電力〕(メニューF)

基本料金単価	1kWあたり		1,228円07銭
電力量料金単価	夏　季	1kWh	28円30銭
	その他季	1kWh	27円01銭

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

■ 工事費等
・計量器および電流制限器等は、送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。
・電気の需給開始または変更に伴い、送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 違約金
・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただきます。

■ 使用電力量の計量方法および料金の算定方法
・使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日(計量日)における電力量計の読みと前回の検針日(計量日)における電力量計の読みの差引きにより算定します。
・料金の算定期間は、前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間とします。
・電気の需給開始日から最初の検針日(計量日)までの日数、または解約前の検針日(計量日)の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。

■ 料金の支払い方法
・口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカードの4種類の方法からご選択いただけます。
・当社が指定した回収代行会社を通じて、支払っていただきます。

■ 電気の使用に伴うお客さまの協力
送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。
・供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること
・送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を送配電事業者へ通知すること

■ 契約の変更・解約
・契約の変更・解約の手続きに対し、事務手数料・解約金の設定はございません。
・お客さまが契約の変更・解約を希望される場合は、あらかじめその希望日を当社に申し出ていただきます。
・契約後、送配電事業者が供給設備を施設したのち、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を解約または変更した場合、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
・供給設備の新設または契約電力等を増加させた後、1年に満たないで供給設備を撤去または契約電力等を減少させる場合には、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

重要事項説明書〔中国エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 当社からの申し出による解約
当社は、以下の場合本契約を解約します。
・お客さまが、送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
・料金等を、支払期日を30日経過してなお支払われない場合
・その他、お客さまが電気供給約款の規定に違反した場合

■ 電気の使用方法
・お客さまの電気の使用が、他者の電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはその恐れがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

■ 信用情報共有
・お客さまが、電気供給約款に基づいて支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

■ 現契約の解約に伴う不利益事項
・現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間のクリア、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。
また、当社は、現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

■ 電子交付
・当社は、電気供給約款、契約内容、取引履歴等の内容を、ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。
・契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。

■ 電気料金の改定について
・当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款が改定された場合、または電力調達費用の変動により、料金改定が必要となる場合に、電気料金を改訂することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をホームページへ掲載することにより、お客さまに通知します。

■ 一般送配電事業者が公開している「託送供給等約款」について
・当社がお客様に供給する電気は、一般送配電事業者の配電線を使用した「託送供給等」によります。各一般送配電事業者の定める「託送供給等約款」は、各社のホームページよりご覧になれます。
（検索される場合は、各社のホームページの「個人のお客さま」で、「託送供給等約款」で検索してください。）

※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出は下記のコールセンターへお願いします。
なお、受付時間等を十分ご確認くださいますようお願いいたします。

【小売電気事業者】
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社（登録番号A0016）
【取次事業者】
株式会社ミツウロコヴェッセル
【ミツウロコでんきコールセンター】
TEL：0800-300-0326
受付時間：9 00～17:00（日・祝日・年末年始を除く）
https://mitsuurokodenki.jp/

代理店（媒介者）

重要事項説明書〔四国エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 契約の成立および契約期間・更新について
- ・本契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。
- ・契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。
- ・契約期間満了の1ヶ月前までに本契約の解約または変更の申し出が無い場合、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。

■ 申し込み方法
- ・申込書、またはインターネットよりお申込みいただけます。

■ 需給開始年月日
- ・需給開始年月日は2017年6月1日以降の標準処理期間（切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間）満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始ご希望日に需給開始できない場合がございます。その場合、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。あらかじめご了承ください。

■ 電気料金
- ・契約電流10A～60A、契約容量6kVA以上50kVA未満、契約電力50kW未満、若しくはこれらの組合せが50kW未満のお客さまを対象とします。
- ・周波数：いずれも60Hz

＊記号の説明
A：アンペア
V：ボルト
kVA：キロボルトアンペア
kW：キロワット
kWh：キロワット時
Hz：ヘルツ

〔従量電灯A〕

最低料金	最初の11kWhまで			953円13銭
電力量料金単価	第1段階	11kWhを超え120kWhまで	1kWh	33円93銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	36円49銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	38円16銭

〔シングル応援プラン 従量電灯A〕

最低料金	最初の11kWhまで			953円13銭
電力量料金単価	第1段階	11kWhを超え120kWhまで	1kWh	31円42銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	37円84銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	40円34銭

〔従量電灯B〕

基本料金単価	1kVAあたり			444円88銭
電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	28円49銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	33円35銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	34円66銭

〔とくとくナイトプラン〕

基本料金単価	最初の10kWまで			1,920円20銭
	10kWを超える1kWあたり			534円01銭
電力量料金単価	デイ	平日午前9時～午後9時	1kWh	46円23銭
	ナイト	平日上記以外	1kWh	32円77銭
	ホリデー	通年休日	1kWh	32円77銭

〔低圧電力〕

基本料金単価	1kWあたり		1,218円39銭
電力量料金単価	夏季	1kWh	26円51銭
	その他季	1kWh	25円07銭

〔EVスマトクプラン〕

基本料金単価	1kVAあたり　又は　10Aあたり			856円24銭
電力量料金単価	デイ①	午前9時～午前11時	1kWh	24円73銭
	充電タイム	午前11時～午後1時	1kWh	12円75銭
	デイ②	午後1時～午後3時	1kWh	24円73銭
	ベース①	午後3時～午後4時	1kWh	32円71銭
	ピーク	午後4時～午後9時	1kWh	33円77銭
	ベース②	午後9時～翌午前9時	1kWh	32円71銭

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

重要事項説明書〔四国エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

〔まるまる再エネA〕(メニューH)

最低料金	最初の11kWhまで			953円13銭
電力量料金単価	第1段階	11kWhを超え120kWhまで	1kWh	35円36銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	37円92銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	39円59銭

〔まるまる再エネB〕(メニューH)

最低料金	1kVAあたり			444円88銭
電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	29円92銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	34円78銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	36円09銭

〔まるまる脱炭素A〕(メニューF)

最低料金	最初の11kWhまで			953円13銭
電力量料金単価	第1段階	11kWhを超え120kWhまで	1kWh	35円03銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	37円59銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	39円26銭

〔まるまる脱炭素B〕(メニューF)

最低料金	1kVAあたり			444円88銭
電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	29円59銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	34円45銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	35円76銭

〔まるまる再エネ低圧電力〕(メニューH)

基本料金単価	1kWあたり		1,218円39銭
電力量料金単価	夏季	1kWh	27円94銭
	その他季	1kWh	26円50銭

※〔EVグリーンプラン〕〔まるまる再エネ〕〔まるまる脱炭素〕は非化石証書を用いた環境配慮型電力メニューとなります。
二酸化炭素排出係数は、当社HPまたは環境省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度　電気事業者別排出係数一覧」をご参照下さい。

〔まるまる脱炭素低圧電力〕(メニューF)

基本料金単価	1kWあたり		1,218円39銭
電力量料金単価	夏季	1kWh	27円61銭
	その他季	1kWh	26円17銭

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

■ 工事費等
・計量器および電流制限器等は、送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。
・電気の需給開始または変更に伴い、送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 違約金
・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただきます。

■ 使用電力量の計量方法および料金の算定方法
・使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日(計量日)における電力量計の読みと前回の検針日(計量日)における電力量計の読みの差引きにより算定します。
・料金の算定期間は、前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間とします。
・電気の需給開始日から最初の検針日(計量日)までの日数、または解約前の検針日(計量日)の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。

■ 料金の支払い方法
・口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカードの4種類の方法からご選択いただけます。
・当社が指定した回収代行会社を通じて、支払っていただきます。

■ 電気の使用に伴うお客さまの協力
送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。
・供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること
・送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を送配電事業者へ通知すること

重要事項説明書〔四国エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 契約の変更・解約
・契約の変更・解約の手続きに対し、事務手数料・解約金の設定はございません。
・お客さまが契約の変更・解約を希望される場合は、あらかじめその希望日を当社に申し出ていただきます。
・契約後、送配電事業者が供給設備を施設したのち、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を解約または変更した場合、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
・供給設備の新設または契約電力等を増加させた後、1年に満たないで供給設備を撤去または契約電力等を減少させる場合には、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 当社からの申し出による解約
当社は、以下の場合本契約を解約します。
・お客さまが、送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
・料金等を、支払期日を30日経過してなお支払われない場合
・その他、お客さまが電気供給約款の規定に違反した場合

■ 電気の使用方法
・お客さまの電気の使用が、他者の電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはその恐れがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

■ 信用情報共有
・お客さまが、電気供給約款に基づいて支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

■ 現契約の解約に伴う不利益事項
・現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間のクリア、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。
また、当社は、現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

■ 電子交付
・当社は、電気供給約款、契約内容、取引履歴等の内容を、ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。
・契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。

■ 電気料金の改定について
・当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款が改定された場合、または電力調達費用の変動により、料金改定が必要となる場合に、電気料金を改訂することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をホームページへ掲載することにより、お客さまに通知します。

■ 一般送配電事業者が公開している「託送供給等約款」について
・当社がお客様に供給する電気は、一般送配電事業者の配電線を使用した「託送供給等」によります。各一般送配電事業者の定める「託送供給等約款」は、各社のホームページよりご覧になれます。
（検索される場合は、各社のホームページの「個人のお客さま」で、「託送供給等約款」で検索してください。）

※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出は下記のコールセンターへお願いします。
なお、受付時間等を十分ご確認くださいますようお願いいたします。

【小売電気事業者】
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社（登録番号A0016）
【取次事業者】
株式会社ミツウロコヴェッセル
【ミツウロコでんきコールセンター】
TEL：0800-300-0326
受付時間：9 00～17:00（日・祝日・年末年始を除く）
https://mitsuurokodenki.jp/

代理店（媒介者）

重要事項説明書〔九州エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 契約の成立および契約期間・更新について
- ・本契約は、お客さまのお申込みに対して、当社がメール等で承諾の意思表示を行ったときに成立します。
- ・契約期間は、本契約が成立した日から、需給開始日の1年後の日までとします。
- ・契約期間満了の1ヶ月前までに本契約の解約または変更の申し出が無い場合、本契約は満了後、1年毎に同一条件で継続されるものとします。

■ 申し込み方法
- ・申込書、またはインターネットよりお申込みいただけます。

■ 需給開始年月日
- ・需給開始年月日は2016年4月1日以降の標準処理期間（切替の手続きやスマートメーターの取替工事に要する期間）満了後の最初の検針日となります。なお、申込書記載の需給開始ご希望日に需給開始できない場合がございます。その場合、お客さまにご連絡のうえ需給開始日を決定させていただきます。あらかじめご了承ください。

■ 電気料金
- ・契約電流10A～60A、契約容量6kVA以上50kVA未満、契約電力50kW未満、若しくはこれらの組合せが50kW未満のお客さまを対象とします。
- ・周波数：いずれも60Hz

＊記号の説明
A：アンペア
V：ボルト
kVA：キロボルトアンペア
kW：キロワット
kWh：キロワット時
Hz：ヘルツ

〔従量電灯B〕

	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)
基本料金単価	10A	441円69銭	40A	1,766円76銭
	15A	662円53銭	50A	2,208円45銭
	20A	883円38銭	60A	2,650円14銭
	30A	1,325円07銭		

電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	20円35銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	20円48銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	24円20銭

〔シングル応援プラン 従量電灯B〕

	契約電流	単価(税込)	契約電流	単価(税込)
基本料金単価	10A	441円69銭	40A	1,766円76銭
	15A	662円53銭	50A	2,208円45銭
	20A	883円38銭	60A	2,650円14銭
	30A	1,325円07銭		

電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	18円33銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	23円57銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	25円51銭

〔従量電灯C〕

基本料金単価	1kVAあたり			441円69銭
電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	20円35銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	20円48銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	24円20銭

〔シングル応援プラン 従量電灯C〕

基本料金単価	1kVAあたり			441円69銭
電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	18円33銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	23円57銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	25円51銭

〔低圧電力〕

基本料金単価	1kWあたり		1,106円67銭
電力量料金単価	夏季	1kWh	17円36銭
	その他季	1kWh	15円68銭

〔とくとくナイトプラン〕

基本料金単価	10kVAまで			2,761円00銭
	11kVA～15kVAまで			6,851円48銭
	上記を超える1kVAあたり			748円32銭
電力量単価	平日デイ	真冬（午前8時～午後10時）	1kWh	26円78銭
	平日デイ	春秋（午前8時～午後10時）	1kWh	23円98銭
	休日デイ	夏冬（午前8時～午後10時）	1kWh	21円33銭
	休日デイ	春秋（午前8時～午後10時）	1kWh	18円04銭
	ナイト	上記以外	1kWh	14円57銭

〔EVスマトクプラン〕

基本料金単価	1kVAあたり　又は　10Aあたり			645円45銭
電力量料金単価	デイ①	午前9時～午前11時	1kWh	13円96銭
	充電タイム	午前11時～午後1時	1kWh	10円96銭
	デイ②	午後1時～午後3時	1kWh	13円96銭
	ベース①	午後3時～午後4時	1kWh	18円96銭
	ピーク	午後4時～午後9時	1kWh	23円96銭
	ベース②	午後9時～翌午前9時	1kWh	18円96銭

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

重要事項説明書〔九州エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

〔まるまる再エネ〕(メニューH)

基本料金単価	1kVAあたり　又は　10Aあたり			441円69銭
電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	21円78銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	21円91銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	25円63銭

〔まるまる脱炭素〕(メニューF)

基本料金単価	1kVAあたり　又は　10Aあたり			441円69銭
電力量料金単価	第1段階	最初の120kWhまで	1kWh	21円45銭
	第2段階	120kWhを超え300kWhまで	1kWh	21円58銭
	第3段階	300kWh超過分	1kWh	25円30銭

〔まるまる再エネ低圧電力〕(メニューH)

基本料金単　価	1kWあたり		1,106円67銭
電力量料金単価	夏　　季	1kWh	18円79銭
	その他季	1kWh	17円11銭

〔まるまる脱炭素低圧電力〕(メニューF)

基本料金単　価	1kWあたり		1,106円67銭
電力量料金単価	夏　　季	1kWh	18円46銭
	その他季	1kWh	16円78銭

※〔EVグリーンプラン〕〔まるまる再エネ〕〔まるまる脱炭素〕は非化石証書を用いた環境配慮型電力メニューとなります。
二酸化炭素排出係数は、当社HPまたは環境省「温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度　電気事業者別排出係数一覧」をご参照下さい。

料金には別途、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加算します。

■ 工事費等
・計量器および電流制限器等は、送配電事業者の所有とし、送配電事業者の負担で取り付けます。
・電気の需給開始または変更に伴い、送配電事業者が供給設備を新たに施設または変更する場合等で、当社が送配電事業者から工事費の負担を求められた場合は、その費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 違約金
・お客さまが不正に電気を使用された場合等で、当社が送配電事業者から違約金の請求を受けた場合は、約款に定められた金額をお客さまにお支払いいただきます。

■ 使用電力量の計量方法および料金の算定方法
・使用電力量の計量は、電力量計の読みによるものとし、検針日(計量日)における電力量計の読みと前回の検針日(計量日)における電力量計の読みの差引きにより算定します。
・料金の算定期間は、前月の検針日(計量日)から当月の検針日(計量日)の前日までの期間とします。
・電気の需給開始日から最初の検針日(計量日)までの日数、または解約前の検針日(計量日)の翌日から解約日までの日数が30日を下回る場合、基本料金を日割り計算して電気料金を算定します。

■ 料金の支払い方法
・口座振替、銀行振込、コンビニ支払、クレジットカードの4種類の方法からご選択いただけます。
・当社が指定した回収代行会社を通じて、支払っていただきます。

■ 電気の使用に伴うお客さまの協力
送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された、以下の事項を遵守していただきます。それに伴い、当社もしくは送配電事業者から、お客さまに以下の事項へのご協力をお願いする場合があります。
・供給に必要な設備の工事および維持に必要な用地の確保へ協力すること
・電気の需給上または保安上必要がある場合に、電気の使用中止または制限に協力すること
・送配電事業者が必要な業務を行うため、お客さまの土地・建物へ立ち入ることを承諾すること
・電気工作物に異常もしくは故障がある、またはその恐れがある場合、もしくはお客さまが電気工作物の変更の工事を行った場合、その旨を送配電事業者へ通知すること

■ 契約の変更・解約
・契約の変更・解約の手続きに対し、事務手数料・解約金の設定はございません。
・お客さまが契約の変更・解約を希望される場合は、あらかじめその希望日を当社に申し出ていただきます。
・契約後、送配電事業者が供給設備を施設したのち、お客さま都合により需給開始に至らないで需給契約を解約または変更した場合、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。
・供給設備の新設または契約電力等を増加させた後、1年に満たないで供給設備を撤去または契約電力等を減少させる場合には、送配電事業者から当社に請求された費用の実費をお客さまにお支払いいただきます。

■ 当社からの申し出による解約
当社は、以下の場合本契約を解約します。
・お客さまが、送配電事業者から電気の供給を停止された場合、またはその恐れがある事実が判明した場合
・お客さまが解約希望日を通知せず、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合
・料金等を、支払期日を30日経過してなお支払われない場合
・その他、お客さまが電気供給約款の規定に違反した場合

重要事項説明書〔九州エリアにお住まいの方〕

本書では、お客さまに電気を供給する際の重要事項についてご説明します。
詳しくは当社ホームページに掲載の電気供給約款をご確認願います。

■ 電気の使用方法
・お客さまの電気の使用が、他者の電気の使用を妨害し、また他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼすとき、もしくはその恐れがある場合は、お客さまの負担で必要な対策を行って電気を使用していただきます。

■ 信用情報共有
・お客さまが、電気供給約款に基づいて支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者へ当社が通知することがあります。

■ 現契約の解約に伴う不利益事項
・現在の小売電気事業者との契約を解約することにより、解約金の発生、発行ポイントの失効、継続利用期間のクリア、過去電力使用量の照会不可等の不利益事項を被る可能性があります。現在ご契約中の小売電気事業者との契約内容をご確認ください。
また、当社は、現在の小売電気事業者との契約を解約することによりお客さまに生じた不利益については、一切責任を負いかねますので予めご了承ください。

■ 電子交付
・当社は、電気供給約款、契約内容、取引履歴等の内容を、ホームページ、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客さまに交付します。
・契約の変更に伴う説明および書面の交付も同様な方法で行います。

■ 電気料金の改定について
・当社は、他の小売電気事業者の電気料金が改定された場合や、託送供給等約款が改定された場合、または電力調達費用の変動により、料金改定が必要となる場合に、電気料金を改訂することがあります。その場合、新たな電気料金、およびその適用開始日をホームページへ掲載することにより、お客さまに通知します。

■ 一般送配電事業者が公開している「託送供給等約款」について
・当社がお客様に供給する電気は、一般送配電事業者の配電線を使用した「託送供給等」によります。各一般送配電事業者の定める「託送供給等約款」は、各社のホームページよりご覧になれます。
（検索される場合は、各社のホームページの「個人のお客さま」で、「託送供給等約款」で検索してください。）

※ お問い合わせ及び契約の変更・解約のお申し出は下記のコールセンターへお願いします。
なお、受付時間等を十分ご確認くださいますようお願いいたします。

【小売電気事業者】
ミツウロコグリーンエネルギー株式会社（登録番号A0016）
【取次事業者】
株式会社ミツウロコヴェッセル
【ミツウロコでんきコールセンター】
TEL：0800-300-0326
受付時間：9 00～17:00（日・祝日・年末年始を除く）
https://mitsuurokodenki.jp/

代理店（媒介者）